

(平成23年12月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年9月まで

申立期間の保険料については、還付していると回答があったが、私にはそのような覚えがない。そもそも区役所で納付書をもらった際、そこに書かれた期限までに納付するよう言われ、そのとおり納付した。そのときの領収証書があるので納付済みにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

上部に「納付誓約(61年12月末日)」と記載された昭和61年12月24日付けの領収証書があり、申立人が申立期間の保険料を納付したのは明らかであるが、オンライン記録によれば、申立期間の保険料徴収に係る権利が法定納期限を前提とすると時効消滅していることから、収納後直ちに還付処理されたことが確認できる。

ところが、昭和58年1月から同年3月までの期間と同年4月から59年3月までの期間に係る2通の領収証書を見ると、いずれも上部に「納付誓約(60年12月末日)」と記載があり、法定納期限を前提とすると、それぞれの納付対象とされた期間の全部又は一部が領収日の60年12月18日において保険料徴収に係る権利が時効消滅していると認められるが、還付の記録を確認できないばかりか当該時効消滅したと認められる期間を含めて納付対象とされた期間は全て納付済みと記録されている。このことから、領収証書上部の記載の趣旨は、その文言等から、保険料納付に関して納付義務者が債務承認をしたため保険料徴収に係る時効が中断したことを踏まえて、当事者間で納付期日の合意があったことを証明したものと解するほかなく、その日までに保険料が納付された場合は、保険料納付済期間として記録するよう取り扱っていたものと認められる。

そうすると、申立期間に係る国民年金保険料についても、その納付に使用された領収証書に同趣旨の記載があり、その日までに納付したのは明らかなのであるから、保険料徴収に係る権利が時効消滅したとして取り扱われるべきものではなく保険料納付済期間として記録するのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月27日から25年7月8日まで
② 昭和25年7月21日から26年2月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶は無く、当時の家計簿にも入金の記事が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年2月23日から29年8月26日までの収入及び支出が記載された2冊の家計簿を現在も保存しており、その家計簿は、劣化具合や記載内容等によって、その当時作成されたものと認められる。

また、各家計簿に記載された内容を見ると、日々の収入や支出が厳密かつ詳細に記載されていることから、申立人は生計に係る収支を漏れなく家計簿に記していたものと認められる。

このため、申立人が仮に年金記録にあるように脱退手当金を受領したのであれば、当該支給日の昭和26年4月1日以降において、家計簿の収入欄にその旨の記載がされていると考えられるが、当該家計簿の記載について確認しても、収入の欄にそれらしき金額は記載されていないのであるから、申立人が現に脱退手当金を受給したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

国民年金 事案 286（事案 243、277 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 12 月まで
初回申立てでは合理性が認められないとして記録訂正されなかった。その後、平成 22 年 7 月 24 日の新聞で報道された記事内容(区において、免除申請を放置)により、再申立てを行ったが、「申立期間とは時期が異なる」という理由で、記録訂正されなかった。時期が異なることは確かだが、そのようなことが申立期間にも行われていたのではないか、また、第三者委員会事務室は、申立ての事務処理の中できちんとした説明をしないなど、その対応に不信感があり、納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、i) 区役所出張所で国民年金保険料の免除申請書を提出したと主張しているが、昭和 58 年当時、申立人が居住していた区役所出張所では国民年金保険料免除申請書の受付を行っていなかったこと、ii) 国民年金保険料の免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について申立人に通知する取扱いとなっているが、申立人は申請書を提出しただけで、通知はもらっていないとしているなど申立内容には不自然さがみられること、iii) 申立期間後の 59 年 1 月以降の保険料は納付済みとなっており、免除となっていないが、申立人が、年度途中である 58 年 12 月までの期間の免除申請を行う合理的理由も見当たらないこと、iv) 申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料も無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 9 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立人から、平成 22 年 7 月 24 日の新聞で報道された記事を新たな資料として提出されたが、当該記事の内容は、区役所において平成 15 年度から 20 年度までにかけて免除申請の放置が行われていたとするものであり、申立期間（昭和 58 年 1 月から同年 12 月まで）とは時期が異なる上、区役所は申立期間当時における免除申請手続の放置はなかったとしているため、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 2 月 17 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、年金記録の訂正は必要ないとする判断に納得できないと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 4901 (事案 145 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 45 年 9 月 21 日まで
脱退手当金の受給手続きを行ったことは無く、実家に封書で届いた「厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書」を昭和 46 年に母が持参してくれたので、通知書は受け取ったが、通知書に記載された支給額は受け取っていない。

今回、新たな資料は無いが、私が受け取ったとするのであれば、証拠として私のサインや受領の印鑑が押されたもの、何年何月何日に受け取ったというような資料があるはずで、それを確認できるのであれば納得するが、それが確認できない限り納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 「厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書」は、脱退手当金の支給を決定した際に請求者に通知されるものであるが、申立人は当該通知書を所持しており、これが申立人に送付されたにもかかわらず、申立人が社会保険事務所(当時)に問い合わせもしなかったことを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難いこと、ii) 申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和45年10月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年5月13日付け年金記録の訂正は必要でない

する通知が行われている。

今回、申立人は、前回の判断の理由に納得できないとし、申立期間に係る脱退手当金を受給したとするのであれば、証拠として私のサインや受領の印鑑が押されたもの、何年何月何日に受領したというような資料があるはずで、それを確認できない限り納得できないと申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過しており、行政側においてこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、申立人は「厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書」を所持しており、当該通知書は支給を決定した際に請求者に通知されるものである上、申立期間に係る脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然な矛盾は見当たらないことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 4902 (事案 2136 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 39 年 1 月 21 日まで
② 昭和 39 年 5 月 1 日から 40 年 1 月 31 日まで

先の申立てにおいて、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受けたが、私は脱退手当金を受給した記憶が無く、通知の内容には納得できないので、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が受給を認めている期間と申立期間は、社会保険庁(当時)の記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている期間の事業所の被保険者名簿には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者全てに「脱」の表示があるが、申立人には当該表示は無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはいかなる理由もないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然であること、ii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約8か月後の昭和40年10月8日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年12月14日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、iii) 申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱

退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さ
はうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3
月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに思い出したことや資料は無いが、脱退手当金を
受給した記憶が無いので記録を訂正してほしいとして再度申立てを行って
いるが、その申立内容は、前回の申立内容と同様であり、当委員会の当初
の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初
の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立
期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 4903 (事案 1750 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 35 年 7 月 1 日まで
先の申立てにおいて、平成 21 年 2 月 18 日付けの通知で、脱退手当金を受給していないものとは認められないという回答を受け取ったが、私は脱退手当金をもらっていない。

今回、新たに思い出したことは無く、申立内容は前回と変わらないが、通知の回答には納得できないので、再度、調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 35 年 10 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、ii) 申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに思い出したことや資料は無いが、脱退手当金を受給した記憶が無いので記録を訂正してほしいとして再度申立てを行っているが、その申立内容は、前回の申立内容と同様であり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに当委員会の当初

の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。